

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和 8 年熊本地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 2）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 8 年 7 月 28 日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和 8 年熊本地震）、「令和 8 年熊本地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和 8 年 8 月 7 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

1. 二次避難等を受け入れる市町村において求められる対応について

- 令和 8 年熊本地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等については、今後、被災市町村から二次避難等することが想定されます。その際、二次避難等先での円滑な教育・保育の提供が行われるよう、被災保護者等から一時的な保育所等の利用の相談があった避難先市町村におかれては、下記の対応を行っていただき、柔軟な教育・保育の提供について特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。
 - ① 被災保護者等より避難先市町村に相談があった場合には、避難先市町村の保育担当部局が窓口となり、利用可能な保育所等の紹介、受け入れ先の調整等、被災保護者等の支援を行っていただくようお願いいたします。
 - ② また、相談があった場合に円滑に紹介できるよう、利用可能な保育所等のリスト化などの御準備をお願いいたします。
 - ③ 保育所等から受け入れに係る相談があった場合には、受け入れ方法等について協議を行い、受け入れが可能となるよう、積極的な御支援をお願いいたします。
- なお、その際、在籍する保育所等の再開までの一時的な利用や被災の状況等を踏まえた別の保育所等の一時的な利用として、転園手続は不要です。
- その他、保育所等に在籍していないこどもについても、一時預かり事業の利用が可能となるよう、円滑な利用に係る積極的な御支援をお願いいたします。

2. 保護者向けのパンフレットについて

- 記1の対応に関連して、二次避難を検討されている保護者向けのパンフレットを別添2のとおり周知いたします。被災市町村のほか、二次避難等を受け入れる市町村からも、当該パンフレットについて、被災保護者への積極的な周知をいただけるよう、管内市町村と連携の上、周知をお願いいたします。

3. 臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額について

- 臨時休園等した特定教育・保育施設等については、教育・保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付費等を支給することとしています。
- また、今般の令和8年熊本地震は、特定非常災害として指定されていることから、臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、「子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定することも家庭庁長官が定める場合」（令和6年こども家庭庁告示第2号）により、以下の計算式で利用者負担額を日割り計算してください。

<計算式>

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額
×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25

【別添】

- ・ （別添1）「令和8年熊本地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和8年8月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）
- ・ （別添2）保護者向けのパンフレット（2次避難を検討されている0～5歳のこどもをお持ちの皆様へ）
- ・ （別添3）令和6年2月7日付けこども家庭庁告示第2号「子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定することも家庭庁長官が定める場合」（同日付け官報第1157号抜粋）

【下記以外についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課地域保育係
TEL：03-6858-0078

【給付費・利用者負担額についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室
TEL：03-6858-0126

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和 8 年熊本地震に係る保育関係の災害対応について（周知）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、同月 28 日に発出した事務連絡「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」、FAQ（令和 8 年熊本地震）において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 在籍する保育所等以外の保育所等の一時的な利用について

今般の災害の影響により、在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を利用することが考えられます。

このような場合、施設型給付費等（委託費として支払われる場合を含む。）は、在籍する一つの施設等にのみ支給されるものであり、二重在籍とすることはできないところではありますが、円滑な教育・保育の提供を確保する観点から、在籍する保育所等の再開までの一時的な利用や被災の状況等を踏まえた一時的な利用として、転園手続は行わずに、いわゆる「代替保育」として取り扱うといった運用が考えられます。

その際、本年 7 月 28 日に発出した事務連絡、FAQ では、①利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができるといった各施設等における利用定員の弾力化や、②被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲で、設備運営基準及び公定価格基準を下回することは差し支えないといった旨をお示ししており、一時的な受け入れ先の保育所等においては、こうした取扱いを踏まえ、柔軟な教育・保育の提供に特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

また、特定非常災害に指定された過去の大規模災害においては、被災市町村の居住者が、これまで利用していた保育所等に在籍したまま一時的に別の保育所等を利用する場合に、一時預かり事業（災害特例型）により、児童 1 人あたり単価として、子どものための教育・

保育給付相当額（利用者負担額控除前）の月額単価及び専用の日額単価（利用者負担の徴収なし）を補助基準額に設定するなどの措置を図っており、今般の令和8年熊本地震についても、特定非常災害の指定に際して、同様の措置を図ることを検討しています。

今後、一時預かり事業（災害特例型）を実施する際には、改めて詳細をお知らせいたします。

2. 災害の復旧に当たっている間の保育の必要性認定について

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5第5号の規定のとおり、保護者が災害の復旧に当たっている場合には、保護者の就労状況等の如何に関わらず、保育の必要性が認められ、保育所等を利用することができます。

その際、保育所等の利用に係る市町村における支給認定の手続については、遡及的な取扱いも可能とし、保育所等の利用をすみやかに開始した上で、支給認定の手続はその後の適切な時機に実施する等の柔軟な対応への御配慮をお願いします。

なお、今般の災害の発生以前から既に支給認定を受けている保護者については、災害の復旧に当たっている場合には、別途の支給認定の手続は不要です。

3. 被災市町村に所在する特定教育・保育施設等に係る取扱いについて

「公定価格に関するFAQ（Ver.32）」No.212にお示ししている通り、被災市町村に所在する特定教育・保育施設等が、災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給してください。

また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、災害による影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断してください。

なお、通常どおり給付を行い、施設等の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるのではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、通常時と同水準とすることが求められます。また、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではありません。

4. 施設型給付費等から義援金を支出することについて

施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。

また、私立保育所に係る委託費に関しては、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日3府省局長連名通知）により一定の使途範囲が定められているところですが、今般の災害の影響を鑑み、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、支出することは差し支えありません。

なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

5. 被災した保育所等の利用者に係る利用者負担減免について

保育所等を利用する者が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受

けた場合には、市町村の判断により利用者負担の減免を行っているところですが、利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、過去の災害において、別途、国による財政支援を行っており、今般の令和8年熊本地震においても同様の対応を行うことを検討しており、詳細については今後改めてお知らせいたします。

以上

【別添1】「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和8年7月28日付け事務連絡）、FAQ（令和8年熊本地震）

【別添2】「公定価格に関するFAQ（Ver. 32）」No. 212（令和8年7月24日時点版）

【別添3】在籍する保育所等以外の保育所等の一時的な利用について

【以下以外についての問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係

TEL：03-6858-0058

【一時預かり事業（災害特例型）について】

●こども家庭庁成育局保育政策課地域保育係

TEL：03-6858-0078

【利用料・給付費についての問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

TEL：03-6858-0126

(参考)

【参照条文】

○子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）（抄）

第一条の五 法第十九条第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一～四 （略）

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六～十 （略）

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。	
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、その上での対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいて構いません。	
3	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準（以下、「設備運営基準」）並びに「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準（以下、「公定価格基準」）を下回することは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により基準以下の配置となっても差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになります。	
4	設備運営基準 公定価格	<u>被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。</u>	<u>被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えありません。</u> <u>この場合において、公定価格の加算等については、当該児童を受け入れる前の状況をもとにして算定することになります。</u>	
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなのが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いします。	
6	一時預かり事業	被災した自宅等の片付けを理由に子どもを預けることは可能ですか。	一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業であり、被災した自宅等の片付けを行う際に子どもを預けることも可能ですので、地域の実情に応じて御活用ください。	

【公定価格に関する FAQ (Ver. 32) (令和 8 年 7 月 24 日時点版)】

公 定 価 格 に 関 す る F A Q (よ く あ る 質 問)											
No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答	
212	○	○	○	○	○	○	○	○	公定価格 災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどのようなのでしょうか。	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。 なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただければと考えております。	

<イメージ図>

被災保育所等

被災による避難 等

避難先保育所等

- 災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給（8月7日事務連絡）

- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合に、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を利用することが考えられる（8月7日事務連絡）
- その際、転園手続きをすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能（8月7日事務連絡）
- 一時預かり事業（災害特例型）により、施設型給付等相当額を支給することを検討中（8月7日事務連絡）
- 利用定員を超過して受け入れが可能（7月28日事務連絡）
- 設備運営基準について、園児の処遇に著しい影響がない範囲内で、基準以下となっても差し支えない（7月28日事務連絡）

保育料の取扱いについて

- 被害を受けた者の保育所等の利用料について、市町村の判断で、減免ができること（減免した部分は国と地方の補助割合に従い、園に対して補助）（7月28日事務連絡）

- 利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、別途、国による財政支援を行うことを検討中（8月7日事務連絡）

2次避難を検討されている 0～5歳のこどもをお持ちの皆様へ

2次避難先の市町村では、 転園手続きをとることなく、 保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2次避難先の市町村の保育関係の行政窓口に、 ご相談ください。

- 2次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※ 避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ2次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について

知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

令和8年熊本地震に関するこども家庭庁からのお知らせ

<https://www.cfa.go.jp/policies/others>



告 示

〇子ども家庭庁告示第二号

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年
内閣府令第四十四号）第五十八条第四号の規定に
基づき、子ども・子育て支援法施行規則第五十八
条第四号に規定する子ども家庭庁長官が定める場
合を次のように定め、令和六年一月一日から適用
する。

令和六年二月七日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子

子ども・子育て支援法施行規則第五十八
条第四号に規定する子ども家庭庁長官が定め
る場合

子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四
号に規定する災害その他緊急やむを得ない場合と
して子ども家庭庁長官が定める場合は、特定非常
災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特
別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）
第二条第一項の規定により特定非常災害として指
定された非常災害により臨時に休園等をする場合
とする。